

令和3年11月11日
職員綱紀審査委員会

職員の処分について

選挙人名簿等の流出に関与した職員の処分を行いましたので発表します。

1 処分者

真鶴町 参事 尾森 正 (57歳・男性)

2 概要

令和3年10月に発覚した選挙人名簿等の流出に関し、写しの交付が認められていない選挙人名簿の写しであることを知りながら、再コピーし、特定の議員にわたし、住民基本台帳の転出者一覧、死亡者一覧、職権消除者一覧という個人情報役場内でコピーし流出させ、町民からの信頼を大きく損なうなどの重大な結果を招いた。

3 処分年月日

令和3年11月11日(木)

4 処分内容

懲戒処分「免職」

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

お問い合わせ先
職員綱紀審査委員会事務局 露木勝也(総務防災課)
電話：0465-68-1131 内線 321